

(案)

森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 請 負 契 約 書

- 1 事 業 名

森林環境保全整備事業(保育間伐活用型 南木曽10下山沢)
- 2 事 業 場 所

長野県木曽郡南木曽町 南木曽国有林363い林小班
- 3 請 負 予 定 数 量

別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事 業 期 間

令和8年●月●日から
令和9年2月19日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請 負 予 定 金 額

—
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)
- 6 選 択 条 項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 6回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- 1) 【伐倒】における約款第32条第8号(検査及び引渡し)は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曽郡南木曽町読書3650-2
分任支出負担行為担当官
氏名 木曽森林管理署南木曽支署長 井口 智

請負者 住所

氏名

事業内訳書

契約名		森林環境保全整備事業(保育間伐活用型 南木曽10下山沢)	
国有林名		南木曽	
事業別		保育間伐活用型	
林小班		363㍿	1小班
伐採方法		列状間伐	
作業面積		6.15ha	6.15ha
資材内容	林齢		58年
	伐採率		34%
	平均樹高		13m
	平均胸径		20cm
	本数		3,168本
	材積	スギ	
		カラマツ	
		ヒノキ	640.10m ³
		その他 N	12.76m ³
		その他 L	
		合計	652.86m ³
生産予定数量	材積	スギ	
		カラマツ	
		ヒノキ	390m ³
		その他 N	10m ³
		その他 L	
		合計	400m ³
事業期間	自 年 月 日	契約締結日の翌日	
	至 年 月 日	令和9年2月19日	
法令	保安林	水源かん養保安林	
	公園法	-	
	その他	-	

山元最終内訳

箇所	数量(m ³)
山元	130
最終	270
計	400

最終普通材搬入予定箇所

土場名	数量(m ³)
システム等最終土場	270
計	270

素材生産請負事業方法書

1. 数量の確認

(1) 検査場所

(生産完了工程)

山元普通材(山元土場)

最終普通材 (指定した土場)

(部分完了工程)

伐倒面積確定

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

(2) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(切り捨て伐倒)がある場合については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し造林事業の保育間伐の検査要領に基づき検査を行うものとする。

(3) 追い上げ数量

山元土場からの追い上げ数量は、トラックスケールによる重量計測終了後の素材換算数量とする。(システム協定者により計測)

最終土場からの追い上げ数量は、桟積終了後の数量とする。

2. 作業順序

作業は、請負者が作成し発注者が承認した事業計画書に基づき行う。

また、各種法令制限林については、伐採許可・作業許可等の協議が着手前に必要なため計画的な事業実行に努めること。(各種法令制限林は事業内訳書のとおり。)

3. 採材寸法

木曽ブロック造材採材基準により行うものとする。

4. 山元巻立

人工林のうち、一般製材用としての採材が困難な欠点材(損傷、腐朽、空洞等による打出木)については、パルプ・チップ用として選別し山元に桟積すること。ただし、長級は2mに限定すること。

木曽五木及びビイチイ等の銘木については対象外とする。

5. 運搬先の指定

人工林のうち、次に指定する材については、山土場で選別し、指定土場へ運搬すること。

ただし、山土場での選別が特別困難である場合は、監督職員の指示により、指定土場へ運搬するものとする。

※システム協定先へ運搬するもの

・カラマツ

・ツガ、ヒメコマツ、トウヒ、その他針葉樹のうち、末口径14cm～22cmの材

・トチ、ホオノキ、ケヤキ、クリ、ミズメ、ウダイカンバのうち、末口径6cm～18cm以下の材

・上記以外の広葉樹は、末口径6～22cmの材

6. 運搬

(1) 運搬車両

運搬工程を外注(下請負)する場合は、一般貨物自動車輸送事業の免許を有している輸送業者(緑ナンバー)により運搬すること。

(2) 配車

監督職員の指示に従い、各土場運搬予定数量に増減が生じてても異議を申し立てないものとする。

(3) その他

林道等の通行にあたっては、状況により敷鉄板を敷設する等、安全運搬を行うこと。

故意又は過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理支署長の指示することに従い、その物件の代金を納付し、その損害を賠償しなければならない。

県道公道を運搬利用する際は、各道路規定に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。それに伴い損害が発生した場合は事業者による修繕を行うものとする。

7. 末木枝条処理

- (1) 末木、枝条の処理は原則先山で処理すること。ただし、全木または全幹集材の場合は造材後に盤台等で整理し先山に分散して還元すること。
- (2) 先山に還元する場合は、沢筋等には放置しないこと。また、歩道等ある場合には歩道上にも放置しないこと。
- (3) 末木又はパルプ材でD材等として利用可能なものについては、監督員の指示により林道付近に整理し集積しておくこと。
- (4) 打ち出し木や末木枝条等の林地残材の転落防止に努めること。

8. 伐倒方法

(1) 列状間伐

ア. 作業方法

- ・伐幅及び残幅は監督職員の指示を受けること。
- ・切り捨て箇所についても同様とする。
- ・天然有用樹についても植栽木と同様の考え方で選木する。

イ. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。

ウ. 伐倒木の処理について

- ・かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。
- ・歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

9. その他

- (1) 最終土場にて造材の仕上がりที่ไม่十分なもの(節高、小口の不整形等)が見られた場合には、最終土場にて手直しをして、監督職員の確認を受けるものとする。
- (2) 歩道については、先山への通い道だけではなく、災害発生時は同僚の救助のための道となることから、必ず作設・整備をすること。
また、急傾斜地においては、手すり等をもうけること。
- (3) 盤台付近の滑車、ワイヤー等については、雨水等に濡れることのないよう一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (4) 燃料等についても、雨水等に濡れることのないよう一箇所にまとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (5) 集材機周辺についても、整理整頓をすること。
- (6) 上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うものとする。

特記仕様書

1. 搬出について

- (1) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木(将来優良木)の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督職員の指示によるものとする。
- (2) 崩壊地周辺の植栽木及び天然樹木は伐倒の対象としないものとする。
また、林地保全及び残存木の保護に努め、搬出支障木等は必要最小限とすること。
- (3) 隣接する南木曽363ろ林小班は分収育林地であるため、搬出等に十分留意するとともに搬出支障木を出さないこと。
なお、当該分収育林地は立木販売予定箇所であり、落札し契約した場合は買受者と調整の上、事業に当たること。
- (4) 運材について、安全上の観点から赤ナギ沢橋は大型車両で通行不可であるため、南木曽(下山沢)林道方面のルートとすること。
- (5) 本事業の運材については令和9年2月9日の火曜日までに指定土場への搬入を終えること。

2. その他

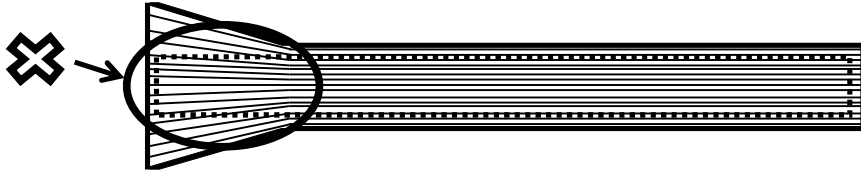
- (1) その他事案については監督職員と協議を行い指示に従うものとする。

特記仕様書(造材)

良質産地において生産される人工林ヒノキについては、鴨居、長押等役物取りを目的とした丸太を次の基準により生産することとする。

1 生産のねらい

- ・役物は目流れがあると評価が下がるため、根張りを外して4m必要となる
- ・欠点のない製品を取るには、元玉が有利であり、中玉より色艶もよい

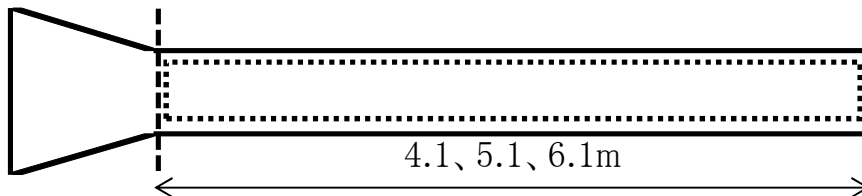


2 役物取り用材の条件

- ・元玉であること
- ・見込まれる最小径級が24cm以上の通直材であること
- ・連続する2材面以上に次の欠点がないこと
 - ①胴打ち②死節③大節④多節
- ・空洞ではないこと
- ・目まわり、アテがないもの

3 採材方法

- ・根張り部分を元玉証明として残し、点線部分から長さを測る



※延寸10cmを含む

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30 度以上の日(気象庁が公表している地上気象観測所等の気温)又は暑さ指数(WBGT 値)が25 度以上の日(環境省が公表している観測地点の暑さ指数)。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない(事業期間には不稼働日も含む)。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT 値)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則(昭和27 年運輸省令第101 号)第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス2以上)により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※} \quad ※\text{補正係数は1.2 とする。}$$

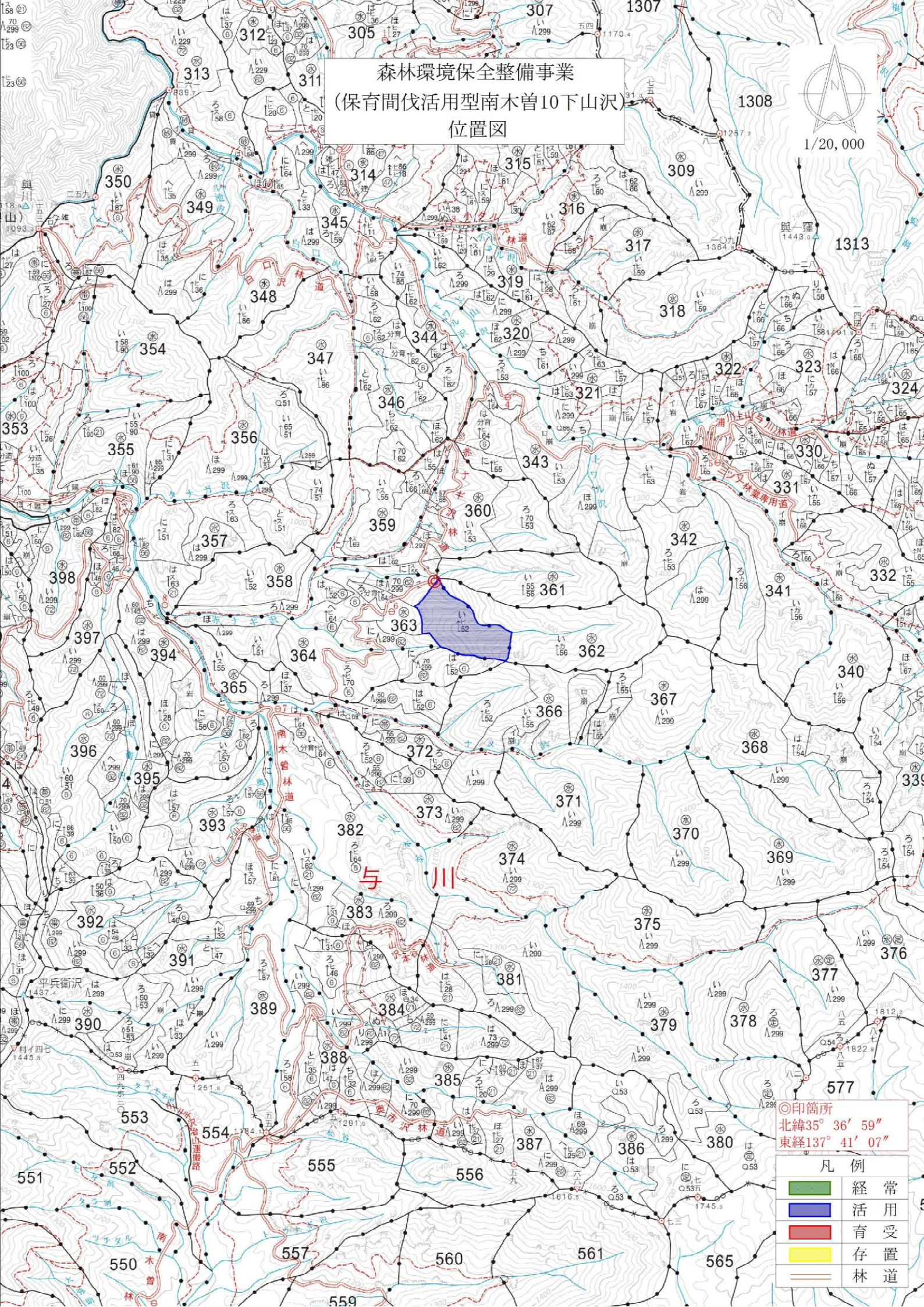
特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類(以下「使用端末等」という。)
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間(○月○日～○月○日まで)
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名(署名・物件名)
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型南木曽10下山沢)
位置図

1/20,000



◎印箇所
北緯35° 36' 59"
東経137° 41' 07"

凡 例	
	経 常
	活 用
	育 受
	存 置
	林 道

